

阿蘇市プレミアム付商品券
取扱店 募集要項

阿蘇市プレミアム付商品券事務局

令和元年9月6日

1. 目的

阿蘇市でプレミアム付商品券を発行することにより、消費税・地方消費税率10%引上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、阿蘇市内での消費喚起を促し、消費を下支えすることを目的とする。

2. 実施主体（発行者）

阿蘇市プレミアム付商品券実行委員会

構成団体：阿蘇市、阿蘇市商工会。

事業主体は阿蘇市、業務は阿蘇市商工会が行う。

3. 名称・発行額・発行内容

商品券の名称「阿蘇市プレミアム付商品券」とする。

「プレミアム付商品券」の想定発行額1億5千万円（プレミアム率25%3千万円）。

一般消費喚起分プレミアム率25%（額面500円のプレミアム商品券を10枚綴で販売）1冊＝500円×10枚（5,000円相当額）を30,000冊。

4. 有効期限

令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）

※有効期限を過ぎた商品券は無効とする。

5. 販売対象者

阿蘇市に住民票を有する住民税非課税者及び学齢3歳未満の子育て世帯

6. 販売方法

1枚500円10枚綴り（額面5,000円）の「阿蘇市プレミアム付商品券」を該当する販売対象者に1冊4,000円で販売する。

7. 購入限度額

「プレミアム付商品券」の購入は5冊（額面2万5千円）を限度とする。

8. 販売期間及び販売場所

10月1日～2月28日（土日祝日除く）午前9時から午後4時までは下記3ヶ所で販売。

①阿蘇市役所 ②阿蘇市内牧支所 ③阿蘇市波野支所

9. 「阿蘇市プレミアム付商品券」の利用対象にならないもの

- (1)国や地方公共団体等への支払い(税金、電気・水道料金、バス・電車等(タクシーは除く)の公共料金)
- (2)たばこ、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3)現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4)出資や債務の支払い、取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業(ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く。)を行っている事業者
- (6)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7)土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い

10. 取扱加盟店事業者資格

次に該当する事業者を除いたもので、阿蘇市内の店舗を対象とし、原則として、決められた取扱店募集要項を承諾のうえ「阿蘇市プレミアム付商品券参加店登録申請書兼誓約書」を提出して申込みした者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業(ただし、同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く。)を行っている事業者
- (2)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3)上記[9 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下『暴力団対策法』という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下『暴力団員』をいう。)であると認められるとき。
- (5) 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

*その他、本事業の目的に添わないと認められる業種等は除くものとする。

1 1. 取扱加盟店事業者の留意事項

(1)一度使用された「阿蘇市プレミアム付商品券」の再使用は禁止する。

(2)取扱加盟店事業者が購入した「阿蘇市プレミアム付商品券」は、自店以外の取扱加盟店事業者で使用し、自店での換金は禁止とする。

(3)取扱加盟店事業者における、除外商品については各自が店頭等に表示する。

※上記9・10の禁止行為等が発覚した場合には、損害賠償、登録の取消その他の処分を行う場合があります。

1 2. 物品・サービスなどの提供

「阿蘇市プレミアム付商品券」の金額と同額の物品、サービスを提供。ただし、「阿蘇市プレミアム付商品券」表示金額以下の場合、つり銭は出さないものとする。現金との引き換えは行わない。なお、1店舗あたりに使用できる金額については制限を設けない。

1 3. 取扱加盟店の申込み及び選定

(1)申込み方法

①取扱加盟店登録希望者は、本『募集要項』に同意の上、『参加店舗登録申請書兼誓約書』に必要事項を記入し、下記の宛先にご郵送かご持参して下さい。

(宛先) 〒869-2612

阿蘇市一の宮町宮地2020-1 阿蘇市商工会一の宮支所内

阿蘇市プレミアム付商品券実行委員会事務局

② 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でお申込み下さい。(原則、市内全ての店舗で使用可能としていただきます。)この場合、様式1 複数店舗申込用を添付し、全ての参加店舗が『募集要項』を同意している必要があります。

(2)申込期間 令和元年 9月 13日(金) 17時まで

① 申し込み期間中に取扱店舗になっていただくと、チラシに参加店舗として掲載します。

(3)登録店舗の選定

①登録申込みのあった事業者については、事務局が審査を行います。

② 結果については、取扱店舗として承認できない事業所のみ事務局からメール又はファックスにて通知します。

③ 承認された事業所については、店頭に掲示して頂く取扱店舗表示ポスターを後日配布します。

④ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

(4) その他

① 取扱店向けのマニュアルを作成し、配布します。

② 専用の換金請求書等を後日配布する予定です。

14. 換金方法について

換金は、実行委員会が定める下記の方法により行う。

(1)換金期間は、令和元年10月1日から令和2年3月23日（月）までの期間とする。

（令和2年3月24日以降は換金を行わない。）

(2)換金は熊本県信用組合阿蘇支店（以下、信用組合）において行う。

(3)換金する場合は、信用組合の通帳と取扱店証明書を持参し、換金請求書に必要事項を記入のうえ、裏に取扱店のスタンプ等を押した使用済商品券を添えて行う。なお、換金時に持参する使用済みプレミアム付商品券については、裏に取扱店のスタンプ等がないものについては受理しないものとする。

(4)信用組合は、取扱店証明書・換金請求書・使用済商品券を確認し、信用組合の口座に振り替える。なお、やむを得ず信用組合以外の口座へ振り込む場合は上記に加え振込手数料を差し引いた金額を口座に振り込むものとする。

(5)換金は、原則として信用組合での即日振替によって行う。ただし、金額の多寡および窓口の混雑状況によっては、信用組合は翌日に振り替える事が出来る。

15. その他

その他必要な事項については、別途定めるものとする。

No	変更日	変更箇所	変更内容
1	9/6	8. 販売期間及び販売場所 10月1日～2月28日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までは下記3ヶ所で販売。	8. 販売期間及び販売場所 10月1日～2月28日（土日祝日除く）午前9時から午後4時までは下記3ヶ所で販売。
2	9/6	14. 換金方法について (1)換金期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日（火）までの期間とする。 （令和2年4月1日以降は換金を	14. 換金方法について (1)換金期間は、令和元年10月1日から令和2年3月23日（月）までの期間とする。 （令和2年3月24日以降は換金を

		行わない。)	行わない。)
--	--	--------	--------